

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年9月25日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年10月17日から同年11月6日まで縦覧に供する。

平成20年10月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
小豆島町	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 上蔵田東地区	小豆島町農林水産課
”	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 上蔵田西地区	”